

# できることからやつていきたい（県教委）と言うが…。



2022年6月9日香教組は、「2022年度末人事、賃金引上げ等に関する要求書」を提出し、現場の2022年度にも増し、現状不足や多忙な現状について、人員不足や多忙な現状訴え、早急な改善を求めました。

## 香川教育

発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL(087)867-4797  
FAX(087)867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

### 2022年度末人事について

善すること。  
暫定再任用職員の一時金の支給割合をはじめとした給与については、人事委員会の勧告を尊重するということを基本として対応すべきものと考えている。

## 県教委

暫定再任用職員の一時金の支給割合をはじめとした給与については、人事委員会の勧告を尊重するということを基本として対応すべきものと考えている。

**香教組** 再任用教職員が学校で果たしている職務の実態をふまえ、賃金水準一時金の支給月数の引き上げ、支給する手当の種別拡大について、県人事委員会と十分な協議を行い、労働条件を抜本的に改

**賃金改善について**

**香教組** 現場は人がいない職に自分で見つけるように」と県教委から言われたと聞いた。そもそも人の確保は県教委の仕事。責任を転嫁された校長もまた現場の大変な状況は承知している。

**香教組** 「予算は確保しているので管理職に努めているところであり、今後も確保に努めていく。定数内講師採用をやめることは困難である。教員採用については、計画的な採用に努めている。代替教職員については、講師登録などを積極的に働きかけ、任用に努めているところであり、今後も確保に努めていく。

**香教組** 教職員の働き方推進を香川県教育基本計画に位置付けるのではなく、改革プランとして一層具体化するとともに、各市町教委の実効性のある取り組みをするよう指導すること。

**香教組** 長時間過密労働・多忙化解消のためには、実効性のある具体的な改革をすすめること。  
**香教組** 県教委の責任で教職員の働き方改革について広く社会・保護者等への啓発活動を行うこと。  
**香教組** 働き方改革に関する施策の実施にあたっては保護者や地域の理解、協力が必要であることから、保護者等に対する啓発活動に努めていく。

**香教組** 1年単位の変形労働時間制を強制しないこと。  
**香教組** 本制度は、教員のリフレッシュ時間の確保や、時間外勤務に対する意識改革を促し、働き方改革に繋がること。

**香教組** 教職員定数の改善については、引き続ぎ国に要望するとともに、教育課題に対応した指導体制の充実に努めたい。

**香教組** 知つていい。香川県は、独自の加配で定数以上の教員を配置し、ゆとりある教育を行ってきたことは承知している。全国の仲間にも自慢でき

**香教組** おく。  
**香教組** 「…ご意見は人事委員会に伝えてか。事委員会にきちんと伝えている

**香教組** 第4期「香川県教育基本計画」において重点項目である「安全・安心で、魅力あふれる学校づくり」の達成に向けた取組みとして「学校における働き方改革の推進」を盛り込んだところであり、市町教育委員会等における取組みに対して、更なる支援等を行っていく。

**香教組** 教員の時間外勤務については、臨時緊急の限定4項目以外の時間外勤務は違法であり、許されないという給特法の趣旨をすべての学校に徹底すること。  
**香教組** 教員の労働安全衛生の対策や業務の適正化等に向けて、市町教育委員会に周知・指導を行っているところである。

**香教組** 働き方改革として、退勤时刻を早める動きが進んでいるが、その分、早朝出勤の教職員が増えている。6時台に出勤する教職員も少なくない。それを「熱心だ」と評価する管理職もいる。結局、総実勤務時間が変わらない。こういう実態を県教委は知っているか。

**香教組** 知つていい。香川県は、独自の加配で定数以上の教員を配置し、ゆとりある教育を行ってきたことは承知している。全国の仲間にも自慢できます。



あいさつをする香教組石川中央執行委員長

度の実施に当たっては、校長は各教員と丁寧に对话を行い、個々の事情を十分確認すべきものと考えており、強制するものではない。  
**香教組** 短縮に向けて、教職員団体も入った協議機関を設け、具体化の推進を図ること。  
**香教組** 超過勤務時間の縮減を含め、教職員の働き方改革については、教育長を座長とした教職員働き方改革研究会において実施していく。団体交渉の場で、現場の先生方の声を承りたい。

度の実施に当たっては、校長は各教員と丁寧に对话を行い、個々の事情を十分確認すべきものと考えており、強制するものではない。  
**香教組** 短縮に向けて、教職員団体も入った協議機関を設け、具体化の推進を図ること。  
**香教組** 超過勤務時間の縮減を含め、教職員の働き方改革については、教育長を座長とした教職員働き方改革研究会において実施していく。団体交渉の場で、現場の先生方の声を承りたい。





